

- 組合からのお知らせ ○令和4年度歳入歳出予算 ○令和4年度保険料
 ○新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について
 ○届出を忘れていませんか? ○健康診断のご案内
 ○接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの正しいかかり方

令和4年度事業計画・歳入歳出予算

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、第125回組合会を書面にて開催し、令和4年度事業計画並びに歳入歳出予算について原案どおり承認されました。

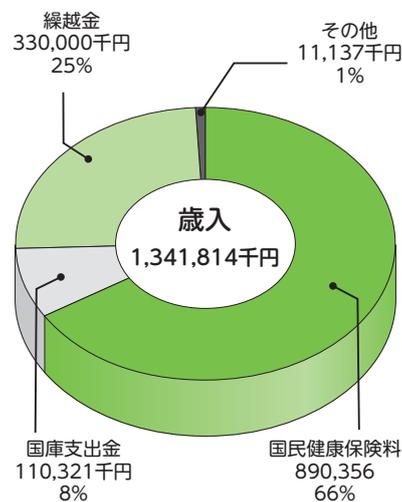
事業計画は前年度を踏襲し、保険料は据え置いています。

令和4年度歳入歳出予算総括表

【歳入】

(単位：千円)

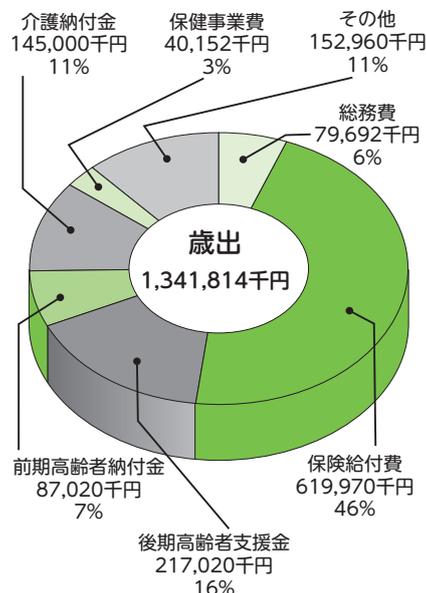
款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	前年度 比
1 国民健康保険料	890,356	943,979	△ 53,623	94.3%
2 使用料及び手数料	10	10	0	100.0%
3 国庫支出金	110,321	112,636	△ 2,315	97.9%
4 前期高齢者交付金	2	2	0	100.0%
5 県支出金	1	1	0	100.0%
6 市支出金	700	700	0	100.0%
7 共同事業交付金	10,000	10,000	0	100.0%
8 財産収入	13	17	△ 4	76.5%
9 繰入金	4	4	0	100.0%
10 繰越金	330,000	350,000	△ 20,000	94.3%
11 諸収入	407	407	0	100.0%
歳入合計	1,341,814	1,417,756	△ 75,942	94.6%



【歳出】

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	前年度 比
1 組合会費	995	1,011	△ 16	98.4%
2 総務費	79,692	83,950	△ 4,258	94.9%
3 保険給付費	619,970	661,970	△ 42,000	93.7%
4 後期高齢者支援金等	217,020	230,020	△ 13,000	94.3%
5 前期高齢者納付金等	87,020	135,020	△ 48,000	64.4%
6 介護納付金	145,000	145,000	0	100.0%
7 共同事業拠出金等	26,036	24,036	2,000	108.3%
8 保健事業費	40,152	41,748	△ 1,596	96.2%
9 積立金	31,013	21,017	9,996	147.6%
10 諸支出金	33,500	33,500	0	100.0%
11 予備費	61,416	40,484	20,932	151.7%
歳出合計	1,341,814	1,417,756	△ 75,942	94.6%



令和4年度の国民健康保険料は、次のとおりです。(令和3年度と同額です。)

・第1種組合員 (事業主)	月額	29,400円	{ 医療保険料 25,000円 + 後期高齢者支援金等 4,400円 }
・第2種組合員 (薬剤師従業員)	月額	23,400円	{ 医療保険料 19,000円 + 後期高齢者支援金等 4,400円 }
・第3種組合員 (非薬剤師従業員)	月額	19,400円	{ 医療保険料 15,000円 + 後期高齢者支援金等 4,400円 }
・第4種組合員 (75歳以上組合員)	月額	1,000円	{ 保健事業分として }
			医療保険料 後期高齢者支援金等
18歳以上(※1)	月額	11,400円	{ (※1) 7,000円 + 4,400円 }
・家族 18歳未満(※2)	月額	9,400円	{ (※2) 5,000円 + 4,400円 }
(※1) 18歳に達した日以後の最初の4月分から			
(※2) 18歳に達した日以後の最初の3月分まで			
*介護保険料 (40歳以上65歳未満)	月額	5,100円	

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～対象期間が令和4年6月30日まで延長されました～

組合員(第4種組合員を除く。)が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いにより労務に就けず、給与等の支払いを十分に受けられなかった場合、傷病手当金を支給します。申請につきましては組合までご連絡ください。

●支給要件	仕事に就くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から仕事に就くことができない期間
●支給額	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

届出を忘れていませんか？

住所・氏名の変更やご家族の保険の異動等がございましたら、お早めに届出ください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。組合までお問い合わせください。

<input type="radio"/> 薬局をやめたとき(退職、廃業等)	脱退の手続き「被保険者資格喪失届」
<input type="radio"/> 家族が他の健康保険に加入したとき	喪失の手続き「被保険者資格喪失届」
<input type="radio"/> 住民票が組合員と同一世帯でなくなったとき	
<input type="radio"/> 修学のため転出したとき	「遠隔地(学)被保険者該当届」
<input type="radio"/> 厚生年金を喪失(加入)したとき 正社員→パート・パート→正社員 等	変更の手続き「変更届」
<input type="radio"/> 勤務先が変わったとき	
<input type="radio"/> 事業主が変わったとき	
<input type="radio"/> 氏名が変わったとき	氏名変更の手続き「住所・氏名変更届」
<input type="radio"/> 住所が変わったとき	住所変更の手続き「住所・氏名変更届」

☆上記の届出用紙はホームページからダウンロードすることができます。(次頁参照)

(新規加入・家族の追加の届出用紙は郵送します。)

健康診断受診券は、6月中旬に送付します。

健康診断の補助を行いますので日々の健康維持・管理のために是非ご活用ください。

特定健診該当者(40～74歳)の方には、6月中旬に「健康診断受診券」を送付します。

契約健診機関は、受診券と一緒に送付する冊子または、組合ホームページをご覧ください。補助の詳細は下記のとおりです。

健康診断補助制度について

健診の種類	対象年齢	補助金額
① 特定健診・一般健康診断・人間ドック・PET 健診 (年度内いずれか一つ)(特定健診の項目を含むもの)	40歳～74歳	30,000円
② 一般健康診断・人間ドック・PET 健診(年度内いずれか一つ)	30歳～39歳	20,000円
③ 脳ドック(年度内に1回)(MRI・MRAの両方含むもの)	40歳～74歳	30,000円
	30歳～39歳	20,000円
④ 婦人科系検査(年度内に1回)	20歳～74歳	5,000円

※補助金額を超えた部分は、自己負担になります。

※上記以外のオプション及び保険診療は補助の対象外です。

※対象年齢は、年度内(令和4年4月～令和5年3月)にその年齢に達する方です。

組合ホームページでの契約健診機関・各種届出用紙の確認方法

トップページ右下のご案内から、一覧表を確認することができます。

Kanagawa Pharmacist National Health Insurance Society
神奈川県薬剤師国民健康保険組合

文字サイズ 小 中 大 サイト内検索

組合員専用ページ | お問い合わせ | 関連団体リンク | サイトマップ

組合概要
国保のしくみと組合の組織について

資格と保険料
加入できる方、各種異動時の手続きと保険料について

保険給付
病気やケガ、出産や死亡したときに受けられる給付について

70歳以上の医療
高齢受給者証の交付、保険給付と後期高齢者医療制度について

お知らせ
> バックナンバーはこちら

2022.03.01 新型コロナウイルス感染症と
おとり延長いたします。
2022.02.01 「医療費通知」は1月～11月診療分を2月上旬に、12月診療分は3月上旬にお送りします。
「知っておきたい患者の心得」「生活習慣病改善サポートレシビ」を更新いたしました。NEW

契約健診機関一覧の掲載場所
ここをクリック

マイナンバー
事業主向けのご案内

申請書類ダウンロード
住所・氏名変更、保険証の再発行など各種申請書類をダウンロードできます

神薬国保バックナンバー

※契約健診機関の令和4年度分は随時更新します。

接骨院・整骨院、はり・きゅう、 マッサージの正しいかかり方

～・～ 医療費の適正化にご協力をお願いします ～・～

柔道整復師(接骨院・整骨院)、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受ける際は、国民健康保険(保険証)が「使える場合」と「使えない場合」があります。

保険の使える範囲を正しく理解されたうえで施術を受けていただきますようお願いいたします。

接骨院・整骨院にかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
<ul style="list-style-type: none"> ●急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れ等) ●骨折、脱臼の応急処置 ●医師の同意がある骨折、脱臼 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良等 ●スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する施術 ●保険医療機関で同じ負傷等を治療中の場合 ●症状の改善が見られない長期の施術 ●打撲、捻挫が治ったあとの漠然とした施術、マッサージ代替りの利用 ●業務中や通勤途中に起きた負傷で労災保険が適用される場合

はり・きゅうにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
<p>下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合</p> <p>神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医師の同意書または診断書がない場合 ●保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている場合

マッサージにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
<p>筋麻痺、関節拘縮等で医療上のマッサージを必要とする症例があり、医師の発行した同意書または診断書がある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医師の同意書または診断書がない場合 ●疲労回復や慰安を目的としたマッサージ

(注意事項)

- ◎「療養費支給申請書」の委任欄に署名、捺印をする際は、その月の施術がすべて終わった後に記載内容をよく確認したうえで、必ず施術を受けたご自身が行ってください。
- ◎柔道整復師の施術を受ける際は負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかご相談ください。
- ◎施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられます。医師の診断を受けましょう。
- ◎領収書は必ず受け取り大切に保管してください。

本組合へ保険請求のありました接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージにつきましては、医療費の適正化を図るため、施術内容の審査を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託しております。施術日、施術内容等について、神奈川県国民健康保険団体連合会よりアンケート調査をさせていただく場合がございます。ご協力をお願いします。